

栃木県診療所等物価支援事業給付金 Q&A

令和8(2026)年4月22日時点

目次

I 給付金について	1
Q1 給付金の交付対象施設は。.....	1
Q2 交付された給付金の用途制限はあるか。.....	1
Q3 交付対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。.....	1
Q4 1つの法人が複数の交付対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。.....	1
II 申請対象について	1
Q1 保険医療機関コードが発行されていない場合、申請できるか。.....	1
Q2 令和7年4月1日以降に新規開設した診療所等は申請できるか。.....	1
Q3 令和8年1月1日以降に廃院・廃止する予定がある場合、申請できるか。.....	2
Q4 申請期間中または過去に一時的な休診等があった場合でも、申請できるか。.....	2
Q5 保険薬局における「同一グループ内の店舗数」とは何か。.....	2
Q6 保険医療機関コードがわからない。.....	2
III 給付金の申請手続きについて	2
Q1 申請書の提出はいつまでに行えば良いか。また、給付金の交付はいつ頃か。.....	2
Q2 申請は誰が行う必要があるか。.....	2
Q3 前回と同じ口座に振り込んでほしいが、入力を省略することは可能か。.....	3
Q4 複数施設を一括で申請した後、一部施設のみ申請を取り下げることができるか。.....	3
IV 交付申請フォーム・郵送申請について	3
Q1 FAXで申請することは可能か。.....	3
Q2 郵送申請後に誤りに気づいた場合、どのように修正すればよいか。.....	3
Q3 重度の視覚障害等により申請が困難な場合、支援は受けられるか。.....	3
V 申請書類の送付依頼について	3
Q1 紙の申請書類の送付を電話で依頼することは可能か。.....	3
Q2 依頼書を紛失した場合、どうすればよいか。.....	3
Q3 依頼書の送付期限（令和8(2026)年5月22日）を過ぎてから紙申請書類の郵送を依頼できるか。.....	4
Q4 依頼書を送付したが、紙申請書類が届かない。.....	4
VI その他	4
Q1 本給付金に関する問い合わせ先は。.....	4
Q2 申請が正しく受理されているか確認したい。.....	4
Q3 申請期限を過ぎての申請は受け付けてもらえるか。.....	4
Q4 郵送申請で消印が期限内の場合、申請は認められるか。.....	4
Q5 申請書類が事務局に到着しているか確認したい。.....	5

I 給付金について

Q1 給付金の交付対象施設は。

A1 本給付金は、栃木県内に開設している有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び保険薬局を対象としています。

ただし、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7（2025）年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績がある施設に限ります。

Q2 交付された給付金の用途制限はあるか。

A2 本給付金は、物価上昇による診療等に必要な経費の負担を軽減することを目的としていますが、特段の用途制限はありません。

なお、給付金に係る収支に関する証拠書類は、交付年度の翌年から5年間保管する必要があります。

Q3 交付対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。

A3 開設者の住所が栃木県外であっても、栃木県内に所在する交付対象施設分については、申請することができます。ただし、県外に所在する施設分については、当給付金の交付対象外のため、申請いただけません。

Q4 1つの法人が複数の交付対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

A4 診療所等ごとに申請してください。ただし、複数の施設を一括で申請することは可能ですが、申請書上、施設ごとの内訳が判別できるよう「栃木県診療所等物価支援事業給付金 申請内訳書（別紙2）」に記載してください。

なお、1施設につき申請は1回限りです。

II 申請対象について

Q1 保険医療機関コードが発行されていない場合、申請できるか。

A1 申請できません。本給付金は、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されている診療所等を対象としています。

Q2 令和7年4月1日以降に新規開設した診療所等は申請できるか。

A2 令和7年4月1日以降に開設した診療所等であっても、申請時点までに診療報酬請求実績が確認できる場合は、申請可能です。

Q3 令和8年1月1日以降に廃院・廃止する予定がある場合、申請できるか。

A3 申請できません。本事業では、令和8年1月1日時点で廃院・廃止している場合又は、本事業の申請時点で、同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合は、支給対象外となります。

Q4 申請期間中または過去に一時的な休診等があった場合でも、申請できるか。

A4 一時的な休診や診療時間の短縮があった場合であっても、廃院・廃止に該当しない限り、申請することは可能です。
本事業では、令和8年1月1日時点で廃院・廃止していないこと、また、申請時点で令和8年1月2日以降の廃院・廃止を予定していないことを要件としており、過去又は申請期間中に一時的な休診があったことのみをもって、直ちに支給対象外となるものではありません。

Q5 保険薬局における「同一グループ内の店舗数」とは何か。

A5 厚生（支）局へ届け出ている「施設基準届出状況報告書」等に記載されている、令和7年4月30日時点の同一グループ内の保険薬局数（当該薬局を含む）を指します。

Q6 保険医療機関コードがわからない。

A6 保険医療機関コードは、関東信越厚生局のホームページから確認することができます。
関東信越厚生局ホームページ「保険医療機関・保険薬局の指定等一覧及び保険医・保険薬剤師の新規登録一覧」：
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html>

Ⅲ 給付金の申請手続きについて

Q1 申請書の提出はいつまでに行えば良いか。また、給付金の交付はいつ頃か。

A1 申請期限は、令和8年6月3日（水）23時59分までです。
審査後、交付決定となった場合、令和8年7月末頃までに指定の口座へ給付金を振り込む予定です。ただし、口座番号等に不備があり修正に時間を要した場合は、時期が遅れる可能性があります。

Q2 申請は誰が行う必要があるか。

A 2 診療所等の開設者が申請してください。

なお、給付金の受領等の権限を開設者から委任する場合は、「委任状（別紙3）」を御提出ください。

Q 3 前回と同じ口座に振り込んでほしいが、入力を省略することは可能か。

A 3 入力の省略はできません。過去に支援金等の支給を受けている場合であっても、今回の申請においては、振込口座情報の入力及び通帳等の写しの提出が必要です。

Q 4 複数施設を一括で申請した後、一部施設のみ申請を取り下げることができるか。

A 4 原則できません。申請内容は提出前によく御確認ください。

IV 交付申請フォーム・郵送申請について

Q 1 FAXで申請することは可能か。

A 1 できません。申請は、交付申請フォーム又は郵送による申請のみ受け付けています。

Q 2 郵送申請後に誤りに気づいた場合、どのように修正すればよいか。

A 2 軽微な誤り（漢字や数字の書き間違い等）については、栃木県診療所等給付金事務局（以下「事務局」という。）へ御連絡ください。大きな不備（申請施設名が抜けている、必要項目がそもそも記入されていない等）がある場合には、再度申請書を郵送してください。その場合には申請用紙に「再送付」と記載してください。

Q 3 重度の視覚障害等により申請が困難な場合、支援は受けられるか。

A 3 やむを得ない事情がある場合には、事務局へ事前にご相談ください。

V 申請書類の送付依頼について

Q 1 紙の申請書類の送付を電話で依頼することは可能か。

A 1 原則できません。「申請様式送付依頼書（様式2）」を事務局宛てに郵送又はFAXで提出してください。

Q 2 依頼書を紛失した場合、どうすればよいか。

A 2 県公式ホームページから紙申請書様式をダウンロードしてください。

Q3 依頼書の送付期限（令和8(2026)年5月22日）を過ぎてから紙申請書類の郵送を依頼できるか。

A3 できません。期限後は、県公式ホームページから紙申請書様式をダウンロードしてください。

Q4 依頼書を送付したが、紙申請書類が届かない。

A4 紙申請書類は依頼書到着後3営業日以内に返送しています。依頼書を送付してから1週間を経過しても紙申請書類が到着しない場合には、事務局に連絡してください。連絡がなかった場合には、当該依頼は無効となります。

VI その他

Q1 本給付金に関する問い合わせ先は。

A1 次の事務局にお問い合わせください。

栃木県診療所等給付金事務局

〈電話番号〉028-666-7753

〈FAX〉028-666-7763

〈受付時間〉午前9時から午後5時（土日、祝日を除く）

〈お問い合わせ用メールアドレス〉r8bukka-uketsuke@tochigi-iryoshien.com

Q2 申請が正しく受理されているか確認したい。

A2 審査の結果、不備がある場合のみ事務局から連絡します。

個別の受付状況確認は原則受け付けていません。

なお、令和8(2026)年6月10日(水)17時までには不備が修正されない申請は、取下げたものとして取り扱います。

Q3 申請期限を過ぎての申請は受け付けてもらえるか。

A3 できません。申請期限後の申請は一切受け付けられません。

Q4 郵送申請で消印が期限内の場合、申請は認められるか。

A4 申請期限日必着です。消印が期限内であっても、期限までに到着していない場合は受け付けられません。

なお、郵送は「特定記録郵便」「レターパックライト」又は「レターパックプラス」等、郵便物を追跡できる方法により事務局へ郵送してください。

Q5 申請書類が事務局に到着しているか確認したい。

A5 申請件数が多いため、原則として到着確認の問い合わせには対応していません。
追跡可能な方法で郵送し、申請者自身で確認してください。